

国地契第44号
国官技第257号
国営管第356号
国営計第76号
国北予第26号
平成27年12月25日

大臣官房官庁営繕部 各課長
各地方整備局 総務部長
企画部長
営繕部長
北海道開発局 事業振興部長
営繕部長 へ

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
北海道局予算課長
(公印省略)

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について

平成27年12月25日付け国官総第186号、国官会第2855号、国地契第43号、国官技第255号、国営官第355号、国営計第75号、国北予第25号により通知された「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」(以下「官房長通達」という。)の運用上の留意事項を下記のとおり定めたので通知する。

なお、「事業執行に関する措置についての運用について」(昭和53年2月17日付け建設省厚発第45号、建設省技調発第67号)は、廃止する。

記

1 適切な工期の設定について

官房長通達記2の適切な工期の設定に当たっては、次により実施するものとする。

- (1) 「工期」とは、工事を実施するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた実工事期間であること。
- (2) 官房長通達記2の工期の設定に当たっては、具体的には、休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）、降雨日、降雪期、出水期等の作業不能日数、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）により必要な日数を見込むこと。
- (3) (2)により算出した日数が、過去に施工した同種工事の日数の状況と比較して著しく乖離がある場合は、現場状況等当該日数の算出根拠について確認を行うとともに、必要に応じて日数の見直しを図ること。
- (4) 災害復旧工事、完成時期や施工時期が限定されている工事等の制約条件のある工事については、(2)及び(3)にかかわらず、当該制約条件を踏まえて必要な工期を設定すること。この場合においては、入札説明書及び特記仕様書（営繕工事においては現場説明書。以下同じ。）に当該制約条件を記載すること。
- (5) 出水期等の作業不能日数の設定は、中断期間を含めて一本化して発注することが種々の条件からみて有利であるものに限り行うものとし、この場合には、中断期間を含めた工期を設定すること。また、中断期間については、中断期間を含めて一本化して発注の方が中断期間を設けずに分離発注する場合の経費より小さくなる範囲を目途として設定すること。この場合においては、入札説明書及び特記仕様書において、中断期間を含めた工期を設定した旨を記載すること。併せて、中断期間中は、工事現場の保全措置を的確に講ずること。
- (6) 作業不能日数については、特記仕様書に記載すること。あわせて、当初見込んだ作業不能日数から実際の作業不能日数との間に乖離が生じることが判明した場合においては、実際に生じることとなる作業不能日数を反映した工期に変更すること。

2 余裕期間制度の積極的な活用について

官房長通達記3の余裕期間制度の積極的な活用にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 「余裕期間」とは、契約の締結から工事の始期までの期間であること。
- (2) 余裕期間制度には、次の方法があること。
 - ① 発注者が工事の始期を指定する方法（以下「発注者指定方式」という。）
 - ② 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法（以下「任意着手方式」という。）
 - ③ 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期

間) の内で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法（以下「フレックス方式」という。）

- (3) 余裕期間は、契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で設定できるものとする。
- (4) 余裕期間を設定する場合においては、入札説明書及び特記仕様書に「工期及び余裕期間を設定することができる期間」のほか、次に掲げる内容を記載すること。
 - ① 余裕期間制度を活用した工事である旨
 - ② 余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置を要しない旨
 - ③ 余裕期間内は、現場への資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない旨
- (5) (4)の「工期及び余裕期間を設定することができる期間」については、余裕期間制度の各方式に応じて、それぞれ次の期限等を記載すること。
 - ① 発注者指定方式 工事の始期及び工期
 - ② 任意着手方式 工事着手期限及び工期
 - ③ フレックス方式 工事完了期限